

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

公文書公開請求手続について、請求者の利便性の向上を図るため、メールによる請求並びに電子申請及びメールによる交付を可能とすること等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 電磁的記録の公開の方法について、現行の紙に印刷して閲覧又は交付する、あるいは光ディスクに複製して交付する等の方法に、電子申請及びメールによる公開を加える。
- (2) 現実的に対応不可能な方法（ビデオカセットテープへの複製により公開する方法等）を廃止するとともに、交付費用の定めを改正する。

3 施行期日

令和5年4月1日

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則（平成13年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法」を「に掲げる方法（教育委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができる方法に限る。）」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために教育委員会が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (4) 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付
- (5) 電磁的記録を電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法（長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合に限る。）

別表の備考以外の部分を次のように改める。

(別表) (第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画（(2)に該当するものを除く。）	ア 複写機により複製したもの	用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、20円）
		イ スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み	光ディスク1枚につき90円

		取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円
2 電磁的記録		ア 用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、20円）
		イ 光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき90円

様式第1号中「聴取・視聴」を「視聴・聴取」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

教育委員会関係長野県情報公開条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第15条第2項の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法（教育委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができる方法に限る。）とする。</p> <p>(1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧</p> <p>(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付</p> <p>(3) 電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために教育委員会が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取</p> <p>(4) 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付</p> <p>(5) 電磁的記録を電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法（長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合に限る。）</p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第15条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法</p> <p>ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</p> <p>イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法</p> <p>ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴</p> <p>イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付</p> <p>(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、教育委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの</p> <p>ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧</p> <p>イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付</p> <p>ウ 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために教育委員会が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴</p> <p>エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複製したものの交付</p>

(別表) (第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は は図画	(1) 文書又は 図画 ((2)に 該当するもの を除く。)	ア 複写機により複写 した <u>もの</u>	用紙1枚につき 10円 (多色刷り にあつては、20 円)
		イ スキャナ (これに 準ずる画像読取装置 を含む。) により読 み取ってできた電磁 的記録を光ディスク に複写した <u>もの</u>	光ディスク1枚 につき90円
	(2) マイクロ フィルム	用紙に印刷した <u>もの</u>	用紙1枚につき 10円
2 電磁的記録		ア 用紙に出力した <u>もの</u>	用紙1枚につき 10円多色刷りに あつては、20円)
		イ 光ディスクに複写 した <u>もの</u>	光ディスク1枚 につき90円

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

(別表) (第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額	
1 文書又 は図画	(1) 文書又は 図画 ((2)及 び(3)に該当 するものを除 く。)	複写機により複写した <u>もの</u>	1枚につき10円 (多色刷りにあ つては、20円)	
		(2) マイクロ フィルム	用紙に印刷した <u>もの</u>	1枚につき10円
	(3) 写真フィ ルム 録音カセットテ ープに複写し た <u>もの</u>	印画紙に印画した <u>もの</u>	作成に要する費 用に相当する額	
		1巻につき120円		
2 電磁的 記録	(1) 録音テー プ又は録音デ ィスク	ビデオカセットテープ に複写した <u>もの</u>	1巻につき140 円	
		(2) ビデオテ ープ又はビデ オディスク	ア 用紙に出力した <u>もの</u>	1枚につき10円
		(3) (1)及び (2)以外の電 磁的記録	イ フレキシブルディ スクカートリッジに 複写した <u>もの</u>	1枚につき70円
ウ 光ディスクに複写 した <u>もの</u>	1枚につき90円			
ウ 光ディスクに複写 した <u>もの</u>	1枚につき90円			

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

(様式第1号) (第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

長野県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の名称 その他の公文書 を特定する ために必要な 事項	
公開の方法	(該当する□内に✓印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧又は <u>視聴・聴取</u> <input type="checkbox"/> 写し等の交付

(様式第1号) (第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

長野県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の名称 その他の公文書 を特定する ために必要な 事項	
公開の方法	(該当する□内に✓印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧又は <u>聴取・視聴</u> <input type="checkbox"/> 写し等の交付